

国民健康保険税のお知らせ

平成28年度の納税通知書を6月中旬に郵送します

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎051771)

国民健康保険税の納付について

国民健康保険税率が前年度から一部変更になりました

区分	医療給付費分		介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)		後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
(A) 所得割	8.9% (前年度 8.3%)	各加入者の【平成27年中の所得－33万円】の合算×8.9%	2.5%	介護該当者の【平成27年中の所得－33万円】の合算×2.5%	2.8% (前年度 1.8%)	各加入者の【平成27年中の所得－33万円】の合算×2.8%
(B) 均等割	2万6,000円	世帯の加入者数×2万6,000円	8,700円 (前年度 5,200円)	介護該当者の加入者数×8,700円	7,100円 (前年度 3,800円)	世帯の加入者数×7,100円
(C) 平等割	2万5,000円	1世帯当たりの定額	5,900円 (前年度 5,800円)	介護該当者がいる1世帯当たりの定額	7,000円 (前年度 4,000円)	1世帯当たりの定額
課税限度額	52万円(前年度51万円)		16万円(前年度14万円)		17万円(前年度16万円)	
合計	(A)+(B)+(C) =納付額①		(A)+(B)+(C) =納付額②		(A)+(B)+(C) =納付額③	

①+②+③=1年間の国民健康保険税額

※前年度の税率などの記載がないものは、前年度から変更はありません。

国民健康保険税の納め方 ※納付には口座振替が便利です。

納付書や口座振替による納付(普通徴収)または年金からの天引き(特別徴収)で納めていただきます。

医療費の抑制にご協力をお願いします

市の保険税は、過去の累積黒字を活用して、平成21年度から平成24年度までは計画的に税率を下げ、平成25年度から平成27年度までは税率を据え置き、加入者の負担を軽減してきました。

しかし、国民健康保険加入者の減少、高齢化や医療の高度化、慢性的な疾患などによる医療費の増加などにより、厳しい財政状況となっています。

このことから、平成28年度から、市の保険税率で北海道平均に満たない部分を平均値まで引き上げることとなりました。

国民健康保険税は、国民健康保険が負担する医療費の財源となっており、医療費の増加は国民健康保険税の値上げにつながりますので、医療費の抑制にご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を検討してみませんか

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも低価格な医薬品です。皆さんの経済

負担を減らし、市の医療費抑制にもつながります。ジェネリック医薬品の利用については、医師・薬剤師にご相談ください。

『はしご受診』や『重複受診』はやめましょう

同じ病気で受診する病院や診療所を変えて複数の医療機関で受診することを『はしご受診』や『重複受診』と言います。同じ診療や検査を繰り返すと、医療費が増えるだけでなく、薬の重複使用などで皆さんの体に悪影響を及ぼす可能性がありますのでやめましょう。

健康診断を受け、日ごろから健康管理に努めましょう

病気の早期発見ができると治療期間が短くなる可能性があり、皆さんの経済負担も少なくなります。登別市の国民健康保険に加入している40歳以上の方は、毎年度1回、無料で『特定健診』を受けることができます。そのほか、有料の健康診断を実施していますのでご活用ください。